

シリーズ

知っておきたい

建築物の不具合事例とその対処

<第10回> 誘導灯の視認不良

はやし
林

ただし
理

(一財)建築保全センター 参事

このシリーズについて

公共建築の施設管理者には、施設を安全かつ快適に利用できるよう努めることが求められています。建設後の時間の経過とともに各所に劣化による不具合が生じるだけでなく、施設の使用に伴う不具合も生じてきます。

前回から4回にわたり、火災時等の避難や火災の拡大防止に関する防災設備の不具合事例を取り上げています。2回目は、避難の際に支障となる誘導灯の視認不良の事例です。

<第10回> 誘導灯の視認不良

1 誘導灯とは？

誘導灯は、火災発生時等において避難口であることを示したり、避難口の方向を示すことによって、安全な避難を誘導する役割を持ちます。予備電源を設けた誘導灯と蓄光式の誘導標識タイプがあり、緑地に白抜きした避難口誘導灯(標識)と白

地に緑抜きした通路誘導灯(標識)があります(写真1～3)。

そして、停電時における誘導灯と前回解説した非常用照明の効果を示します(写真4～6)。

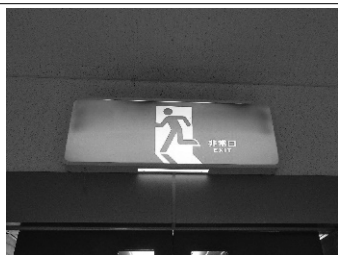


写真1 避難口誘導灯(蛍光灯タイプ)¹⁾



写真2 通路誘導灯(LEDタイプ)¹⁾



写真3 誘導標識²⁾



写真4 日常の状態

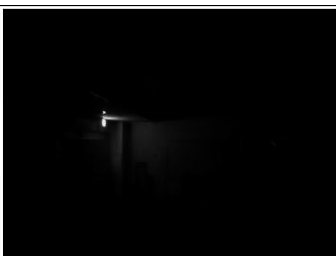


写真5 停電時に誘導灯のみ点灯

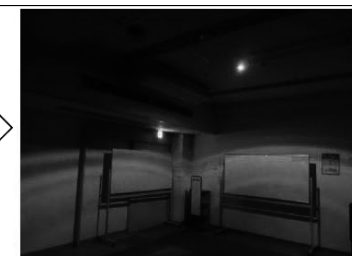


写真6 停電時に誘導灯+非常用照明点灯

誘導灯と非常用照明の効果²⁾

2 誘導灯の不具合とは？

誘導灯の不具合としては、次のような例があります。

- ①バッテリー切れ、器具の劣化等による不点灯(写真7)
- ②誘導灯カバーの変色による視認不良(写真8)
- ③障害物による視認不良(写真9)

器具の劣化に対しては、蛍光灯タイプの場合、LEDタイプへ改修している事例も多数あります。また、障害物による視認不良では、書棚やロッカー等により出入口上部にある誘導灯が見えにくくなっていないかどうかという視点でのチェックも必要です。

		
写真7 誘導灯の不点灯の例	写真8 誘導灯の変色の例 ^②	写真9 障害物による誘導灯の視認不良の例 ^②

3 法定点検等

誘導灯の点検は、消防法で規定されており、建築基準法第12条に基づく点検等の項目はありません。消防法に基づく点検では、

- ・ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。
- ・ 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。
- ・ 不点灯、ちらつき等がないこと。

などの項目があり、機器点検は6月に1回、消防設備士または消防設備点検資格者により行うことが義務づけられています。

また、施設管理者による日常的な点検等も重要になります。劣化判定や対応に当たっての判断には『施設管理者のための建築物の簡易な劣化判定ハンドブック』¹⁾を参考にしてください。

4 誘導灯の視認不良のチェックと対処(参考文献2)を基に一部修正・加筆)

保全チェック項目	対策ステップ	対策の例
□法定点検等により「要是正」の指摘を受けたのに、そのまま放置していませんか？	応急	テープ等で不具合の誘導灯であることが判るように印しておく(点検業者にも指示しておく)
	短期	速やかに補修を依頼する。
	中長期	器具自体が老朽化しているものは交換を行う。
□誘導灯の表示板(パネル)が変色していませんか？	応急	テープ等で不具合の誘導灯であることが判るように印しておく(点検業者にも指示しておく)
	短期	速やかに補修を依頼する。
	中長期	器具自体が老朽化しているものは交換を行う。
	日常点検	日常的に見回りを行うとともに、職員等に周知する。
□誘導灯の周りに障害となるものはありますか？	応急	障害物は撤去する。
	短期	—
	中長期	—
	日常点検	日常的に見回りを行うとともに、職員等に周知する。

(参考文献)

- 1) 『施設管理者のための建築物の簡易な劣化判定ハンドブック 令和5年版』(令和5年11月、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、(一財)建築保全センター編集・発行)
- 2) 『官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック』(令和4年6月、国土交通省大臣官房官庁営繕部)、URL: https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html